

(別 紙)

性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書（案）

性犯罪は被害者の人格や尊厳を著しく侵害し、長年にわたり心身に重大な苦痛を与え続ける「魂の殺人」といわれる深刻な犯罪である。しかし、日本では性犯罪はとても軽く扱われ、明治時代（1907年）に制定された刑法が2017年の改正まで大筋では変わることなくそのまま踏襲されてきた。110年ぶりの性犯罪に関する刑法の大幅改正では、「強姦罪」の名称が「強制性交等罪」に改められ、懲役の下限が3年から5年に引き上げられた。また「親告罪」規定の撤廃、監護者による性行為は暴行・脅迫がなくても処罰するなど、画期的な改正となった。

しかし、2019年には性犯罪の裁判で被害者の同意のない行為だと認定されながらも抗拒不能な状態ではなかったとして無罪判決が続き、刑法改正の不十分さが明らかになった。強制性交等罪の成立要件として「暴行」または「脅迫」、準強制性交等罪の成立要件は「心身喪失若しくは抗拒不能」が課され、有罪のハードルが極めて高い。

2017年の法改正に当たり、衆参両議院では附帯決議がされ、附則第9条には「政府は、この法律の施行後3年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」との規定が盛り込まれた。

施行後3年に当たる2020年には、被害者の立場に立った早急な刑法の見直しを行うことが求められている。

よって、国に対し、下記の要件を盛り込んだ内容で刑法改正に取り組むことを求めるものである。

記

- 1 強制性交等罪における暴行・脅迫要件をなくし、同意なき性行為を広く処罰すること。
- 2 前回の改正により新設された監護者わいせつ・性交等罪の加害者の範囲を拡大し、地位・関係性を利用した性犯罪について、処罰規定を設けること。

- 3 現行では軽犯罪法、又は迷惑防止条例等によって対応されている盗撮行為について、刑法に位置づけること。
- 4 子供や障害者など、社会的弱者が被害者となった事案等について、司法面接制度を関連法に位置づけること。
- 5 被害届の即時受理の徹底や、ワンストップ支援センターの体制強化に対する財政措置を拡充し、被害申告・相談しやすい環境整備を行うこと。
- 6 性犯罪に関する公訴時効を撤廃又は停止すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 12 月 日
高 松 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
内閣府特命担当大臣 (男女共同参画)
法 務 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

} 宛